

第 5 次男女共同参画基本計画策定第 8 回専門調査会・意見書

麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授 高橋史朗

11 月 11 日に首相官邸で開催された第 61 回男女共同参画会議において、第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての答申が決定され、菅総理に手渡された。

同答申の第 9 分野「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」において、「国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の総括所見等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」と明記された。

同会議で配布された説明資料には平成 29 年の内閣府の「家族の法制に関する世論調査」のグラフが掲載され、「国が伝統的な家族観を大切にしていることで、結婚したくても躊躇う・出来ない・諦める若者カップルが多くいます」「現に国民の中に、自分の名前を残したいがゆえになかなか結婚できない、結婚相手が見つからないでいる女性がたくさん存在する」ことが強調されている。

このグラフの問題点について筆者は同会議で指摘したが、選択的夫婦別姓制度に反対する女性 18~29 歳(15,3%)、女性 30~39 歳(13,7%)と、女性の統計をピックアップしているが、実際には、男性を含めると 29 歳までの若者の 19,8%が反対で、30 代よりも 6,2%高い点に注目する必要がある。

婚姻で姓を改めた人が前の姓を通称として使える法改正を容認する若者は 28,1%で、夫婦別氏制度容認派(50,2%)と「旧制の通称使用の法改正に賛成」を含む夫婦別氏制度否認派(47, 9%)は相半ばしており、米大統領選並みの僅差である。

別姓制度の導入容認派は 40 代を過ぎると過半数を割り、70 歳以上は容認派が 28%と逆転している。同グラフは 40 代以上の統計は掲載していないが、こうした世代差の顕著な世論全体の動向や若者の意見についても正確に見極める必要がある。

別の子供調査によれば、夫婦別姓は「いやだと思う」は 42%、「変な感じがすると思う」が 25%で三分の二を超えている。前述した若者と 30 代の意識に差があるのは、こうした子供の意識と共通するものがあるからではないか。発達段階によって夫婦別姓の受け止め方には大きな差があると思われるが、17 歳以下の高校生、中学生、小学生などの意見も尊重する必要があるのではないか。

前述した内閣府の世論調査によれば、夫婦別姓を容認する人で実際に別姓を希望するのは 2 割未満で、別姓希望者は全体のわずか 8%に過ぎない。また、夫婦別姓は「子供に好ましくない影響があると思う」が 63%に及んでいる点も軽視されるべきではない。

そもそも「姓」と「氏」は別の概念であり、「姓」とは、「血筋」を中心として考える時の家の名であり、「氏」とは、現に一家をなしている集団を中心として考える時の家の名である。漢和辞典では、これを「祖先を区別するのが姓、子孫が分かれるところを区別するのが

氏」と説明している。

つまり「姓」と「氏」の差は、「家」の本質に即して、代々の歴史的つながりの方を重視するか、それとも現に一つの家として機能している結び付きの方を重視するか、の差にすぎない。

稲田朋美議員は、届け出をすることによって婚姻中の氏を使い続けることができる「婚前氏続称制度」を提唱し、民法を改正して家庭裁判所への届け出だけで旧姓を公的に使用できるように提案しているが、戸籍制度に対する視点が欠落しており、結果としてファミリー・ネーム(家族の呼称)の廃止につながることは明白である。

11月13日に開催された衆議院法務委員会において、同制度を提案した稲田朋美議員が「大臣の見解」を質し、上川法務大臣は前述した内閣府の世論調査において「まだまだ国民の意見が分かれているという現状」を踏まえて、「国民的な議論をしっかりと踏まえることが何よりも重要である」と答弁しているが、その通りであろう。

選択的夫婦別姓制を認めた平成8年の法制審議会答申に法務省民事局参事官として関わった小池信行氏は、夫婦別姓制の問題点について次のように指摘している。

「夫婦別姓を認めるとなりますと、家族の氏を持たない家族を認めることとなり、結局、制度としての家族の氏は廃止せざるを得ないことになる。つまり、氏というのは純然たる個人をあらわすもの、というふうに変質するわけであります。」(『法の苑』第50号、平成21年)

児童の権利条約第3条には「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と明記されているが、実際には親の都合や大人・女性の権利が優先されている施策が多く、夫婦別姓制もその最たるものである。

菅総理は「絆」を重視する政策理念を掲げておられるが、「家族の絆の再生」こそが教育再生の最重要課題である。選択的夫婦別姓制に関する子供の意見にも十分に耳を傾け、「子供の最善の利益」を保障するという視点にも配慮しながら、「国民意識の動向」を慎重に見極めて、十分に議論を尽くす必要がある、

民法の夫婦・親子同性の原則を変更することなく、結婚して改姓した人の社会生活上の不便の解消のため、選択的夫婦別姓以外の施策の落としどころについて知恵を絞ることが喫緊の課題といえる。

改姓により論文などの研究業績が継承されない等の「仕事上の不利益」、一人っ子同士の場合では片方の家名が断絶し、そのために結婚をあきらめる、海外では別姓婚で夫婦と認められていたが、日本に戻ると戸籍上は夫婦として扱われない不平等、連れ子再婚の場合、同姓の強制は子供に悪影響、国際結婚の場合、同姓・別姓を選択できるが、日本人同士では選択できない不平等、等の新たな問題が生じ、訴訟が起きている。

選択的夫婦別姓制度の導入を求めるパブリックコメントの具体的意見は、(1)本人と企業の双方に大きな負担がかかっている、(2)国際社会では全く通用せず、海外で種々のトラブルの要因になっている、(3)少子化の要因になっている、に大別されると林男女共同参画局長は

衆議院法務委員会で説明したが、こうした意見が四百件以上寄せられている点にも十分に耳を傾け、結婚して改姓した人の社会上の「不利益」や不便を解消するための改善策を講じる必要がある。

平成 14 年に高市早苗議員が提案した旧姓の通称使用を法制化する「戸籍法改正案」は、民法を改正することなく、戸籍法を改正し、戸籍の配偶者の欄の但し書きに旧姓を通称使用する旨を記載することで、旧姓を公的に使用できるようにするもので、最も現実的な解決策と思われる。

11 月 25 日に設立される自民党の新たな議員連盟「『絆』を紡ぐ会」第 1 回会合と翌日開催される「保守団結の会」で、夫婦別姓問題について本格的な議論が行われる予定であるが、子供を含む国民の世論全体の動向を踏まえて、十分に議論を尽くす必要がある。